

『相模原市建築工事標準単価積算基準』

【令和6年10月改定部分 対比表】

※年度の修正など内容の改定がないものは、対比表への記載は、ありません。

相模原市技術監理課

相模原市建築工事標準単価積算基準の改定について	P 1 第1編 総則
改 定	現 行
<p>第1編 総則</p> <p>1 基本的事項及び根拠</p> <p>この基準は、相模原市の発注する建築工事における工事費積算に用いる単価及び価格に関する基本的事項を定める。また、第2編～第5編については、公共建築工事標準単価積算基準（官庁営繕関係統一基準）による。</p> <p>なお、気象条件が特異な場合や社会・経済動向に著しい変化が認められる場合等においては、実情に応じた適切な単価及び価格を用いる。</p> <p>この基準は、主に次の文献をもとに、相模原市の基準として作成している。</p> <p>(1) 公共建築工事標準単価積算基準 <u>令和6年</u>改定（国土交通省大臣官房官庁営繕部）</p>	<p>第1編 総則</p> <p>1 基本的事項及び根拠</p> <p>この基準は、相模原市の発注する建築工事における工事費積算に用いる単価及び価格に関する基本的事項を定める。また、第2編～第5編については、公共建築工事標準単価積算基準（官庁営繕関係統一基準）による。</p> <p>なお、気象条件が特異な場合や社会・経済動向に著しい変化が認められる場合等においては、実情に応じた適切な単価及び価格を用いる。</p> <p>この基準は、主に次の文献をもとに、相模原市の基準として作成している。</p> <p>(1) 公共建築工事標準単価積算基準 <u>令和5年</u>改定（国土交通省大臣官房官庁営繕部）</p>

相模原市建築工事標準単価積算基準の改定について

P5 第1編 総則

改定

現行

表3-1-1 建築工事

表3-1-1 建築工事

種別	工種	「その他」の率	備考
建築工事	仮設	(労+雑)×(26%)	
	土工	(労+雑)×(26%)	
	地業	(労+雑)×(26%)	
	鉄筋	(労+雑)×(26%)	
	コンクリート	(労+雑)×(26%)	
	型枠	(材+労+雑)×(23%)	
	鉄骨	(労+雑)×(26%)	
	既成コンクリート	(材+労)×(20%)	材にセメント、細骨材、鉄筋は含めない
	防水	(材+労+雑)×(20%)	
	石	(労)×(21%)	
	タイル	(材+労)×(21%)	材にセメント、細骨材は含めない
	木工	(労)×(26%)	
	屋根及びとい	(材+労+雑)×(20%)	
	金属	(材+労)×(21%)	
	左官	(労)×(24%)	
	建具(建具取付)	(労)×(21%)	
	建具(ガラス)	(材+労)×(20%)	
	塗装	(材+労+雑)×(23%)	
	内外装	(材+労+雑)×(20%)	材にセメント、細骨材は含めない
	仕上ユニット	(労)×(26%)	
排水	(材+労+雑)×(23%)	材に普通コンクリート、砂利、セメント、細骨材は含めない	
構内舗装	(材+労+雑)×(23%)		
植栽(樹木費以外)	(材+労+雑)×(23%)	(材)に芝を含む	
植栽(樹木費)	(材)×(16%)	(材)に地被類を含む	
撤去	(労+雑)×(26%)		
外壁改修	(労)×(26%)		
とりこわし	(労+雑)×(26%)		

種別	工種	「その他」の率	備考
建築工事	仮設	(労+雑)×(26%)	
	土工	(労+雑)×(26%)	
	地業	(労+雑)×(26%)	
	鉄筋	(労+雑)×(26%)	
	コンクリート	(労+雑)×(26%)	
	型枠	(材+労+雑)×(23%)	
	鉄骨	(労+雑)×(26%)	
	既成コンクリート	(材+労)×(20%)	材にセメント、細骨材、鉄筋は含めない
	防水	(材+労+雑)×(20%)	
	石	(労)×(21%)	
	タイル	(材+労)×(21%)	材にセメント、細骨材は含めない
	木工	(労)×(26%)	
	屋根及びとい	(材+労+雑)×(20%)	
	金属	(材+労)×(21%)	
	左官	(労)×(24%)	
	建具(建具取付)	(労)×(21%)	
	建具(ガラス)	(材+労)×(20%)	
	塗装	(材+労+雑)×(23%)	
	内外装	(材+労+雑)×(20%)	材にセメント、細骨材は含めない
	仕上ユニット	(労)×(26%)	
排水	(材+労+雑)×(23%)	材に普通コンクリート、砂利、セメント、細骨材は含めない	
構内舗装	(材+労+雑)×(23%)		
植栽(樹木費以外)	(材+労+雑)×(23%)	(材)に芝を含む	
植栽(樹木費)	(材)×(16%)	(材)に地被類を含む	
撤去	(労+雑)×(26%)		
外壁改修	(労)×(26%)		
とりこわし	(労+雑)×(26%)		

(注)1. 表中、(材)は「材料費」、(労)は「労務費」、(雑)は「運搬費及び消耗材料費等」を示す。

(注)1. 表中、(材)は「材料費」、(労)は「労務費」、(雑)は「運搬費及び消耗材料費等」を示す。

- 植栽の「その他」の率には枯補償、**枯損処置**を含むものとする。
- 取外しの場合は、取外しを行う製品等に対応する工種の「その他」の率を適用する。
- 交通誘導員(労)については、仮設の「その他」の率を準用する。

- 植栽の「その他」の率には枯補償、**枯損処理**を含むものとする。
- 取外しの場合は、取外しを行う製品等に対応する工種の「その他」の率を適用する。
- 交通誘導員(労)については、仮設の「その他」の率を準用する。